

新型^{しんがた}コロナウイルス感染症^{かんせんしやう}の影響^{えいきやう}を受け、生活^{しやう}にお悩み^{なや}の皆さま^{みな}へ

生活^{せいかつ}を支えるための支援^{しえん} のご案内^{あんない}

生活困窮者自立相談支援事業^{せいかつこんきゆうしゃじりつそうだんしえんじぎやう}

P2

様々な課題^{さまざま かだい}を抱える生活に困窮^{こんきゆう}する方^{かた}に対して、一人ひとりの状況^{じやうきやう}に合わせた包括^{ほうかつてき}的な支援^{しえん}を
実施^{じっし}しております。

住居確保給付金(家賃)^{じゅうきょかくほきゆうふきんやちん}

P2

休業^{きゅうぎやうとう}に伴う収入減少^{とみな しゅうにゆうげんしやう}により、離職^{りしよく}や廃業^{はいぎやう}と同程度^{どうていど}の状況^{じやうきやう}に至り、住居^{じゅうきよ}を失うおそれが生じている
方^{かた}に対しても、一定期間^{いっていきかん}家賃相当額^{やちんそうとうがく}を支給^{しきゆう}します。

生活福祉資金貸付事業(生活費)^{せいかつふくしきんがしつけじぎやうせいかつひ}

P3

低所得者世帯^{ていしやうとくしやせたい}などに対し、資金^{しきん}の貸付^{かしつけ}と必要な相談支援^{ひつよう そうだんしえん}を行うことにより、その経済的自立^{けいざいてきじりつ}
及び生活意欲^{およ せいかつ いよく}の助長促進^{じやうちやうそくしん}並びに在宅福祉^{ざいたくふくしおよ}及び社会参加^{しやかいさんか}の促進^{そくしん}を図り、安定^{あんてい}した生活を送れる
ようにすることを目的^{もくてき}としています。

生活保護^{せいかつほご}

P4

現に生活に困窮^{げん せいかつ こんきゆう}している方^{かた}に、最低生活^{さいていせい}の保障^{せいかつ}と自立^{じりつ}の助長^{じやうちやう}を図ることを目的^{もくてき}として、困窮^{こんきゆう}の
程度^{ていど}に応じて生活費^{およ せいかつひ}、住居費^{じゅうきよひ}などの必要な保護^{ひつよう ほご}を実施^{じっし}しています。

社会保険料等の猶予^{しやかいほけんりやうとう ゆうよ}

社会保険料^{しやかいほけんりやう}のほか、国税^{こくぜい}や公共料金^{こうきやうりやうきん}などの支払^{しはらい}・納付^{のうふ}猶予^{ゆうよ}などが認め^{みと}られる場合^{ばあい}があります。
詳しくは、お住まいの市町^{くわ す}、年金事務所^{しやう ねんきんじむしょ}など、支払先^{しはらいさきまた}又は納付先^{のうふさき}へお問い合わせ^{とあ}ください。



※当リーフレットに記載の内容は、令和3年9月現在の
ものであり、変更となる可能性があります。

相談無料 秘密厳守

生活困窮者自立相談支援事業

生活保護の受給には至らないが、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、相談支援員と一緒に課題を整理しながらプランを立て、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

【相談から支援までの流れ】

相談の受付

生活状況の
課題を整理

支援プランの
作成

支援メニューの
提供

困りごとの解決/
プランの見直し

【支援メニュー】 ※実施される事業は市町によって異なります。

住居確保給付金(家賃)

対象者 離職・廃業から2年以内又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

支給期間 原則3か月(求職活動等を誠意に行っている場合は3か月延長可能(最長9か月まで))

支給額 単身世帯で上限32,000円(家賃や収入状況、世帯員の数によって変動します。)

※支給にあたっては収入や資産・求職活動等の要件がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。

就労準備支援事業
家計改善支援事業
子どもの学習・生活支援事業
一時生活支援事業

就労に必要な訓練を期限付きで段階的にを行います。
家計管理に関する相談・指導・貸付のあっせん等を行います。
子どもの学習支援や日常的な生活習慣のサポート等を行います。
住居を持たない方に、一定の期間内、宿泊場所や食事の提供を行います。

【相談窓口】(令和3年9月現在)

市町名	相談機関名	電話番号	市町名	相談機関名	電話番号
松山市	松山市社会福祉協議会 自立相談支援窓口	089-948-6875	東温市	東温市社会福祉協議会 地域福祉課「くらしの相談支援室」	089-955-5535
今治市	今治市社会福祉協議会 「今治市生活自立相談支援センター くらしの相談支援室」	0898-36-1513	上島町	上島町社会福祉協議会 「くらしの相談支援室」	0897-76-2638
宇和島市	くらしの相談窓口	0895-49-7109	久万高原町	久万高原町社会福祉協議会 「くらしの相談支援室」	0892-56-0750 (本所) 0892-21-0800 (支所)
八幡浜市	八幡浜市社会福祉協議会 地域福祉課	0894-23-2940	松前町	松前町社会福祉協議会 「くらしの相談支援室」	089-985-4144
新居浜市	新居浜市社会福祉協議会 「自立相談支援センター」	0897-47-4976	砥部町	砥部町社会福祉協議会 「くらしの相談支援室」	089-962-7100
西条市	西条市社会福祉協議会 「西条市自立相談支援センター」	0897-53-0870 0898-64-2600(代表)	内子町	内子町社会福祉協議会 「くらしの相談支援室」	0893-44-3820
大洲市	大洲市社会福祉協議会 「大洲市くらしの相談支援センター」	0893-23-0313	伊方町	伊方町社会福祉協議会 「くらしの相談支援室」	0894-38-2360
伊予市	伊予市社会福祉協議会 「生活相談支援センター」	089-982-0393(尾崎) 089-983-6224(米湊)	松野町	松野町社会福祉協議会 「くらしの相談支援室」	0895-42-0794
四国中央市	四国中央市社会福祉協議会 「四国中央市生活相談支援センター」	0896-28-6101	鬼北町	鬼北町社会福祉協議会 「くらしの相談支援室」	0895-45-3709
西予市	福祉総合相談センター	0894-62-1150	愛南町	愛南町社会福祉協議会 「くらしの相談支援室」	0895-73-7776

住居確保給付金に関する一般的なお問い合わせは、コールセンターをご利用いただけます。

0120-23-5572 ※9:00~17:00(平日)

生活福祉資金貸付事業(生活費)

低所得者世帯などに対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

【対象となる世帯】 低所得世帯、障がい者世帯、65歳以上の高齢者の属する世帯等

【貸付の種類】

名称	貸付の内容	貸付上限額の目安
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	ふたり いじょう つき まんえんいなし (2人以上)月20万円以内 たんしん つき まんえんいなし (単身)月15万円以内
住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	まんえんいなし 40万円以内
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用	まんえんいなし 60万円以内
福祉費	- 生業を営むために必要な経費 - 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 - 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費等	まんえんいなし 50万円以内から ※資金の用途に応じて 上限目安額を設定
緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	まんえんいなし 10万円以内
教育支援費	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費	こうこう つき まんえんいなし 高校：月3.5万円以内 こうせん つき まんえんいなし 高専：月6万円以内 たんだい つき まんえんいなし 短大：月6万円以内 だいがく つき まんえんいなし 大学：月6.5万円以内 (特に必要と認める場合に限り、 貸付上限額の1.5倍まで可)
就学支度費	低所得世帯に属する者が、高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	まんえんいなし 50万円以内
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける	とち ひょうかがく ていど 土地の評価額の70%程度
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける	とち およ たてもの ひょうかがく 土地及び建物の評価額の 70%程度
臨時特例	住居のない離職者のうち、公的給付制度(失業等給付、住居確保給付金、生活保護、職業訓練受講給付金)や公的貸付制度の開始までの生活に困窮している場合に貸し付ける少額の費用	まんえんいなし 10万円以内

【相談窓口】(令和3年9月現在)

相談機関名	電話番号	相談機関名	電話番号	相談機関名	電話番号	相談機関名	電話番号
まつたけしゃがいふくしきょうぎかい 松山市社会福祉協議会	089-941-4232	さいじょうしゃがいふくしきょうぎかい 西条市社会福祉協議会	0898-64-2600	とうおんししゃがいふくしきょうぎかい 東温市社会福祉協議会	089-955-5535	うちこちようしゃがいふくしきょうぎかい 内子町社会福祉協議会	0893-44-3820
いまぼりしゃがいふくしきょうぎかい 今治市社会福祉協議会	0898-22-6063	おおずししゃがいふくしきょうぎかい 大洲市社会福祉協議会	0893-23-0313	かみじましようしゃがいふくしきょうぎかい 上島町社会福祉協議会	0897-76-2638	いかたちようしゃがいふくしきょうぎかい 伊方町社会福祉協議会	0894-38-2360
うわじりしゃがいふくしきょうぎかい 宇和島市社会福祉協議会	0895-23-3711	いよししゃがいふくしきょうぎかい 伊予市社会福祉協議会	089-982-0393	くまこうげんちようしゃがいふくしきょうぎかい 久万高原町社会福祉協議会	0892-56-0750	まつのちようしゃがいふくしきょうぎかい 松野町社会福祉協議会	0895-42-0794
やわたはまししゃがいふくしきょうぎかい 八幡平市社会福祉協議会	0894-23-2940	しこくちゅうおうししゃがいふくしきょうぎかい 四国中央市社会福祉協議会	0896-28-6127	まさきちようしゃがいふくしきょうぎかい 松前町社会福祉協議会	089-985-4144	きほくちようしゃがいふくしきょうぎかい 鬼北町社会福祉協議会	0895-45-3709
にいしはまししゃがいふくしきょうぎかい 新居浜市社会福祉協議会	0897-47-4976	せいしししゃがいふくしきょうぎかい 西予市社会福祉協議会	0894-72-2306	とべちようしゃがいふくしきょうぎかい 砥部町社会福祉協議会	089-962-7100	あいなんちようしゃがいふくしきょうぎかい 愛南町社会福祉協議会	0895-73-7776

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。

【対象者】

- 不動産、自動車、預貯金等のうち、ただちに活用できる資産がない。
 - ※不動産、自動車は例外的に保有が認められる場合があります。
 - 就労できない、又は就労していても必要な生活費を得られない。
 - 年金、手当等の社会保障給付の活用をしても必要な生活費を得られない。
 - 扶養義務者からの扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでない
- と申請できない、ということはありません。

※必要な生活費は、年齢、世帯の人数等により定められており(最低生活費)、最低生活費以下の収入の場合に生活保護を受給できます。

さいていせいいかつひ
最低生活費

ねんきん じどうふようてあてとう しゅうにゅう
年金・児童扶養手当等の収入

しぎゅう ほごひ
支給される保護費

※生活保護を受けられるかの判断は、上記のほか細かな規定がありますので、詳しくは、お住まいの自治体の福祉事務所に相談ください。

【手続きの流れ】

- お住まいの自治体の福祉事務所(相談窓口:下記のとおり)にご相談ください。
- 保護の申請を行った場合、福祉事務所は訪問調査、資産調査等を行い、保護を受けられるかどうかや、支給する保護費の決定のための審査を行います。
- 審査の結果、生活保護を受けられると判断された場合、生活費のほか、家賃についても一定の基準額の範囲内で支給されます。また、必要な医療、介護についても給付対象となります。
- 生活保護の受給中は、ケースワーカーが年数回の訪問調査を行うほか、ケースワーカーによる生活に関する指導に従っていただく必要があります。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

【相談窓口】(令和3年9月現在)

市町名	担当課	電話番号	市町名	担当課	電話番号
まつやまし 松山市	せいかつふくしそむか 生活福祉総務課	089-948-6395	おちぐん 越智郡	とうよちほうきよくちいきふくしか 東予地方局地域福祉課	0897-56-1317
いまばりし 今治市	せいかつしえんか 生活支援課	0898-36-1523	かみじまちょう 上島町	じゅうみんか 住民課	0897-77-2503
うわじまし 宇和島市	ほごか 保護課	0895-49-7015	かみうけなぐん いよぐん 上浮穴郡・伊予郡	ちゅうよちほうきよくちいきふくしか 中予地方局地域福祉課	089-909-8756
やわたはまし 八幡浜市	しゃかいふくしか 社会福祉課	0894-21-0403	くまこうげんちよう 久万高原町	ほけんふくしか 保健福祉課	0892-21-1111
にいし 新居浜市	せいかつふくしか 生活福祉課	0897-65-1240	まさきちよう 松前町	ふくしか 福祉課	089-985-4155
さいじょうし 西条市	しゃかいふくしか 社会福祉課	0897-52-1297	とべちよう 砥部町	かいごふくしか 介護福祉課	089-962-7255
おおし 大洲市	しゃかいふくしか 社会福祉課	0893-24-1715	きたぐん にしうぐん 喜多郡・西宇和郡	なんよちほうきよくやわたはましきよくふくしつ 南予地方局八幡浜支局福祉室	0894-23-2250
いよし 伊予市	ふくしか 福祉課	089-982-7330	うちこちよう 内子町	ほけんふくしか 保健福祉課	0893-44-6154
しこくちゅうおうし 四国中央市	せいかつふくしか 生活福祉課	0896-28-6146	いかたちよう 伊方町	ほけんふくしか 保健福祉課	0894-38-0217
せいよし 西予市	ふくしか 福祉課	0894-62-6428	きたうわぐん みなみうわぐん 北宇和郡・南宇和郡	なんよちほうきよくちいきふくしか 南予地方局地域福祉課	0895-22-3180
とうおんし 東温市	しゃかいふくしか 社会福祉課	089-964-4406	まつのちよう 松野町	じゅうみんか 町民課	0895-42-1113
			きほくちよう 鬼北町	ちようみんせいかつか 町民生活課	0895-45-1111
			あいなんちよう 愛南町	ほけんふくしか 保健福祉課	0895-72-1212

はっこう
発行：愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課